

平成24年3月19日  
予防予第3号

事務担当者各位

北はりま消防組合  
消防本部消防部予防課長

### シャッター付開口部の取扱いについて（通知）

シャッター付開口部を消防法施行規則第5条の2第2項第3号の規定に適合する開口部（以下「有効開口部」という。）として取り扱う基準を、下記のとおり定め運用する。

### 記

#### 1 用語の定義

- (1) 軽量シャッター J I S A 4 7 0 4 で定めるスラット板厚が1.0mm以下のものをいう。
- (2) 水圧開放装置 「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて」（昭和52年12月19日消防予第251号）に適合する消防隊の注水によってシャッター等を開放する装置で、次に掲げる方式のものをいう。
  - ア シャッター等の施錠を開放する方式のもの
  - イ シャッター等を開放する方式のもの
  - ウ シャッター等の押ボタンスイッチ等を作動させる方式のもの（非常電源付のものに限る。）
- (3) 非常電源 「自家発電設備の基準」（昭和48年2月10日消防庁告示第1号）、「蓄電池設備の基準」（昭和48年2月10日消防庁告示第2号）又は「燃料電池設備の基準」（平成18年3月29日消防庁告示第8号）によるものをいい、非常電源回路は、耐火配線としたものをいう。

#### 2 取扱い基準

以下の基準に適合するシャッター付開口部は、有効開口部として取り扱うものとする。

- (1) 手動式の軽量シャッター付開口部（高い防犯性能を有するものを除く。）
  - ア 避難階又はこれに準ずる階に設けられたもの
    - ※ 避難階に準ずる階とは、屋外階段又は人工地盤等を利用して当該開口部まで容易に到達することができる階
  - イ 共同住宅の雨戸として設けられるものにあつては、バルコニー等の消防活動スペースが確保されているもの

- (2) 手動式の軽量シャッター以外のシャッター（電動式軽量シャッター、重量シャッター及び高い防犯性能を有する軽量シャッター）付開口部
- ア 屋内及び屋外から電動により開放できるもの（非常電源付のものに限る。）
  - イ 屋内から手動又は電動により、屋外からは水圧開放装置によって開放できるもの
  - ウ 自動火災報知設備又は煙感知器の作動と連動して解錠し、屋内及び屋外から手動又電動で開放できる装置を備えているもの（非常電源付のものに限る。）
  - エ 防災センター、中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔装置により開放できるもの（非常電源付のものに限る。）

### 3 事務上の留意事項

シャッター付開口部に前記2(2)に定める措置を講ずることにより有効開口部とした場合の対応

- (1) 同意事務に際しては、消防用設備等設置計画書の設置する消防用設備等又は特殊消防用設備等の欄等を活用し、その旨記載を求めること。
- (2) 防火対象物使用開始届出書の受理に際しては、その他必要な事項欄等に措置の内容を明記させるとともに、措置を施した部分を記した平面図等の添付を求めること。
- (3) 使用開始検査に際しては、シャッター等の開放操作を行い機能の確認を行うこと。

~~~~~  
《参考》

- (1) 「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて」（昭和52年12月19日消防予第251号）
  - (2) 「シャッター付の開口部に関する疑義について」（昭和50年6月16日消防安第65号）
  - (3) 「避難又は消火活動上有効な開口部について」（昭和52年3月31日消防予第59号）
- ~~~~~